消防法令における消防用設備等の新たな体系

- ▶消防分野の新技術開発を促進し、防火対象物の高層·深層化、大規模·複合化に対応するため、昭和35年以来の抜本的な体系の見直し(H15法改正、H16政省令改正、H16.6.1施行)
- ▶これにより、従来仕様規定一本によるルートが、Aルート(現行の仕様規定)、Bルート(性能規定)、Cルート(大臣認定)の 3ルートに多様化

ルートA 仕様規定

消防法 § 17

消防法施行令第2章

第3節に技術基準を規定

消火設備(消火器、屋内消火栓設備、

スプリンクラー設備他)

けもなく、不明確ごとにまちまち、維持管理の位置でとにまちまち、維持管理の位置がある。

置計

づ村

警報設備(自動火災報知設備、ガス漏 れ火災警報設備他)

避難設備(避難器具、誘導灯他) ほか

法

17

の消防用設備等

- 設置届
- 消防長の検査
- 点検·報告義務
- 消防用設備等の認定
- 消防設備士業務対象

ルートBもルートAと同じ

〈消防用設備等として法

定手続、透明性確保

性能規定 ルートB

法 § 17 [3性能を新たに法定]

初期拡大抑制性能

避難活動支援性能

消防活動支援性能

令 § 29の4 に規定

新省今・新告示を制定

通常の消防用設備等と同等性能を有す るものについては、総務省令で新たに位置づけ、通常設備に代替(令29条の4)

必要とされる防火安全性能を有する消防 用設備等に関する省令で

屋内消火栓に代えてパッケージ型消火設備(高圧貯蔵容器から消火薬剤噴霧)

スプリンクラーに代えてパッケージ型自動消火設備 (火源を探知して放出口から消火薬剤を自動放射)

今後、共同住宅に係る 特例通知も法令に規定 予定

1年を目処に、3性能に 関する客観的検証方法 の策定

ルートC 大臣認定

法§17

法§17の2から17の2の4、 施行令、施行規則に手続規

1件ごとに大臣認定(今後新たに申請開始)

想定例) 新開発された高性能消火薬剤を ピンポイントで放射する特殊スプリンクラー

- 事前に専門性を有する機関が性能評価した上 で大臣認定
- 法令による基準ではなく、設備等設置維持計画により弾力的に維持管理し、技術開発促進

特 '殊消防 用設備等

・定程度普及し、技術 上の知見が蓄積され た大臣認定の特殊消 防用設備等は、ルート Bに移行し、手続を簡 素化し、普及拡大

新たに技術開発された特殊の消防用設備等は、

性能規定の導入等を行うための消防法の一部改正に伴い、 制定・改廃される省令・告示の制定・改廃等

H16.5.31公布分(省令5、告示15)

消防法施行規則の 一部改正と関連告示 の制定等

消防法施行規則の一部改正

- ・特殊消防用設備等の届出・検査
- ・ 性能評価の申請手続
- 設備等設置維持計画
- 一定規模の防火対象物に総合 操作盤の設置義務

総合操作盤に関する告示

- ・ 総合操作盤の技術上の基準
- ・ 総合操作盤の設置方法

ほか4省令・告示の制定・改正

令29条の4に基づ 〈省令·告示の制定

必要とされる防火安全性能を 有する消防用設備等に関する 省令

- ·屋内消火栓に代えてパッケー ジ型消火設備
- ·スプリンクラー設備に代えてパッケージ型自動消火設備

パッケージ型消火設備の設置 維持の技術基準に関する告示

パッケージ型自動消火設備の 設置維持の技術基準に関する 告示

ほか3告示の制定・改正

登録機関化に関連 する省令と告示の 制定等

公益法人改革により、指定機関制度から透明性の高い登録機関制度に移行

性能評価を実施する登録機 関を登録する省令

・消防設備安全センター

防火管理者講習を実施する 登録機関を登録する省令 ・日本防火協会

ほか5告示の制定・改廃